

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開(見える化要件)

社会福祉法人 北海道光生舎

介護職員等の処遇改善につきましては、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。直近では、令和元年(2019)年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において高齢福祉分野では「介護職員等特定処遇改善加算」障害福祉分野では「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っています。

当該加算を算定するにあたり、

- A 現行の処遇改善加算(I) から (Ⅲ)までを取得していること。
- B 処遇改善加算の環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- C 処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページの掲載等を通じた見える化を行っていること。 という3つの要件を満たしている必要があります。

Cの「見える化」要件とは、①2020年度からの算定要件で、②介護サービスの情報公開制度や自法人のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み(賃金以外)につきまして、以下のとおり公表します。

分類	職場環境要件項目	当法人としての取り組み
資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得支援制度を導入し、受験料や研修費等の補助、勤務シフトの考慮等を行うことにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種研修受講は階層別に職員を選抜し計画的に実施、キャリアアップによる人事考課制度を導入している。
労働環境処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・新卒者には、メンターを配置、また、中途採用者等にエルダー配置して職場定着を図っています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人独自の子育て支援制度を導入しています。赤平圏内については、施設内託児所を設置。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・職場の課題解決のために改善活動や各種委員会活動に力を入れています。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・非正規職員から正規職員への転換 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、所属長の推薦により正規職員への登用試験を実施しています。正規職員に登用された後も研修を実施しています。